

□説明等を義務付けている法令及び京都市条例等の事例

	まちづくり条例 (説明会)	中高層条例 (個別説明又は説明会)	葬祭場要綱 (個別説明又は説明会)	建築基準法に基づく用途の特例許可 (公聴会)
根拠条例等	京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例	京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例	京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱	建築基準法第48条 (建築基準法質疑応答集)
対象施設等	○開発事業に係る区域の土地の面積が10,000㎡以上であるもの ○集客施設の設置を含む開発事業で当該開発事業に係る区域の土地の面積が1,000㎡以上10,000㎡未満であるもの	○中高層建築物 ○特定共同住宅 ：共同住宅の用途に供する建築物のうち、階数が3以上で、かつ、住戸の数が15以上 ○特定特殊建築物 ○大規模建築物：延べ面積1,000㎡を超える建築物	○葬祭場	○用途地域内において建築できない建築物 (周辺環境を害するおそれがない等と認めて特定行政庁(京都市)が許可を行う場合、建築物の建築が可能となる。)
目的	○周辺住民に対する早期段階の計画に係る周知	○近隣住民に対する建築計画に係る周知	○周辺関係住民等に対する建築計画に係る周知	○利害関係を有する者に対する公開による意見の聴取
開催時期	○届出についての公告(市)から3週間以内	○建築確認申請等の27日前までに標識を設置し、近隣住民に周知を行う。	○中高層条例手続きの60日前までに標識を設置し、標識を設置した日から10日以内	(規定なし)
周知範囲	○ 開発事業に係る土地から250m(物販店舗の場合300m)の範囲内	○中高層建築物等の 敷地境界線からの水平距離が15m ○中高層建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が当該中高層建築物等の高さに対応する距離	○ 敷地境界線から100m	○許可に係る建築物の敷地の外周およそ50メートル ○物件によっては 100メートル
周知時期	○説明会の1週間前までに	(規定なし)	(規定なし)	○開催日の3日前
周知対象	○周知範囲の居住者及び事業者	○周知範囲の土地の所有者並びに建築物の所有者及び占有者	○周知範囲の土地の所有者並びに建築物の所有者及び占有者 ○周知範囲内に居住する構成員を有する町内会、自治会又は商店会の代表者	○周知範囲において土地建物を所有する者
周知方法	○開発事業に係る土地における看板の掲示 ○ビラ配布 ※小規模建築物等の場合は、ビラ配布を省略	○建築計画の概要を記した標識の設置 (○個別案内の上、個別説明又は説明会)	○標識の設置 (○個別案内の上、個別説明又は説明会)	○公告 ○個別案内及び看板設置(根拠なし)
開催回数	○特に定めなし(通常1回)	○特に定めなし	○特に定めなし	○特に定めなし
説明内容	○開発構想届により届け出た事項 ・施設の配置構想 ・緑地の保全、緑化の推進そのた周辺環境との調和の構想 ・自動車の駐車台数、自動車の出入口の位置その他駐車場の構想 等	・建築物の規模、構造及び用途 ・建築物の敷地の形態及び面積 ・敷地内における建築物の位置 ・計画地周辺(中高層建築物等の高さの2倍に相当する距離の範囲内)の土地及び建築物の位置 ・建築物が近隣住民の住居の日照及び通風に及ぼす影響 ・建築物の工事の予定期間及び工法並びに工事騒音等の発生に対して講じる措置 等	○計画の概要	○建築物の建築計画等
結果報告	○説明会開催状況報告書の提出	○建築確認申請等の20日前までに、説明の状況を報告	○説明等報告書の提出	—
備考	○市民意見書の提出及び事業者見解書の提出 (開発面積10,000㎡以上のみ) ○周知範囲等は、平成26年度の条例改正に向け見直し検討中	○調整・調整に係る規定あり	○建築計画上の措置及び管理運営上の措置について努力規定あり。	—